

車輪止め装置取付け措置等運用要領の制定について

平成7年12月4日
例規（駐対）第42号
警察本部長

〔沿革〕 平成14年2月例規（駐対）第12号 平成14年4月例規（警）第40号
平成28年5月例規（監）第22号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成7年12月4日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

車輪止め装置取付け措置等運用要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の2の規定により、署長が車輪止め装置取付け区間において違法駐車車両に対する車輪止め装置の取付け及び取り除き、車輪止め標章の取付け及び取り除きの措置を講じる場合の手續等について必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

この手續は、法、同法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び千葉県公安委員会の権限に属する事務の処理に関する規程（昭和36年千葉県公安委員会規程第4号。以下「規程」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 違法駐車車両 法第2条第1項第8号に規定する車両であり、法第51条第1項の規定に該当するものをいう。
- (2) 車輪止め装置 車輪を固定することにより、当該車両が移動するのを防止するための装置をいう。
- (3) 車輪止め装置取付け指定区間 法第51条の2第1項の規定に基づき公安委員会が車輪止め装置取付け区間として指定した区間をいう。
- (4) 車輪止め標章 規則第7条の6第1項に規定する車輪止め装置を取り付けた車両に取り付ける標章をいい、同条第2項に規定された様式（別記様式第3の7。以下「車輪止め標章」という。）をいう。

第4 車輪止め装置取付け区間指定の申請基準

車輪止め装置取付け区間指定の申請は、次に掲げるいずれかの道路のうち、違法駐車行為が常態として行われており、車輪止め装置の取付けの措置によって違法駐車行為の防止を図ることが適当な道路の区間とする。

- (1) 盛り場、商店街、駅の周辺等の多数の車両が集中する地域の道路
- (2) 幹線道路等の自動車交通量の多い道路
- (3) バス専用（優先）通行帯の規制を実施している道路
- (4) 駐車車両が路線バス等の運行に支障を及ぼすおそれのある道路
- (5) 道路の幅員、歩行者の通行、車両の交通量等から違法駐車車両が歩行者若しくは他の車両の通行妨害となり、又は交通事故の原因となるおそれのある道路

第5 車輪止め装置取付け区間指定及び解除の申請手續

- 1 署長は、車輪止め装置取付け区間の指定を必要と認めたときは、車輪止め装置取付け区間指定申請書（別記第1号様式）にその区間指定の場所を明示した地図を添付し、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）を経由して本部長に申請するものとする。
- 2 交通規制課長は、申請書を審査の上、車輪止め装置取付け区間として適当と認める場合は、公安委員会への上申を行うものとする。
- 3 署長は、車輪止め装置取付け区間の解除を必要と認めたときは、車輪止め装置取付け区間解除申請書（別記第2号様式）にその区間解除の場所を明示した地図を添付し、交通規制課長を経由

して本部長に申請するものとする。

- 4 交通規制課長は、車輪止め装置取付け区間の解除の申請があったときは、その必要性を審査し、公安委員会への上申を行うものとする。

第6 取扱責任者の指定等

- 1 署長及び交通指導課長は、署にあっては交通課長、交通指導課にあっては交通指導課課長補佐をそれぞれ車輪止め装置取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）に指定し、車輪止め装置の保守管理及び取扱いの適正を図るものとする。
- 2 取扱責任者が不在のときは、署にあっては交通係長、交通指導課にあっては交通指導係長がその職務を代行するものとする。

第7 体制の確立

- 1 署長は、車輪止め装置の取付けにあたっては、当該違法駐車車両の運転者及び当該車両の所有者、使用者その他広く当該車両を運転する権限を有する者（以下「所有者等」という。）から車輪止め装置を取り付けた当該車両を移動する旨の申告があった場合は速やかに当該装置を取り除かなければならないことから、その体制を確保した上で、実施するものとする。
- 2 車輪止め装置を運用する場合は、レッカー移動装置等を併用するなど機動的かつ効果的に行うものとする。
- 3 車両の所有者等からの申告は、管轄警察署等への直接出頭のみならず、管轄警察署以外の警察署等への直接出頭及び電話によるものについても受理するものとする。

第8 広報

1 広報の方法

- (1) 車輪止め装置を取り付けるときは、あらかじめ拡声器、広報板等により、車輪止め装置を取り付ける旨の広報を行うものとする。
- (2) 広報は原則として拡声器を使用するものとする。ただし、拡声器の使用が夜間あるいは周囲の静穏を害する等のため望ましくない場合は広報板により行うものとする。
- (3) 前記(2)の方法によりがたい場合は、近隣に居合わせた者又は付近居住者に対する呼び掛けをするなど適切な方法により行うものとする。

2 広報の内容

- (1) 拡声器による広報は、「この区間は車輪止め装置取付け区間であって、当該区間内で違法駐車車両に車輪止め装置の取付け措置を行う。」旨の内容により行うものとする。
- (2) 広報板による広報は、「車輪止め装置取付け中」である旨を記載した広報板を道路上等に掲出するか、又はマグネットシートを取締り用車両に貼付するなどの方法により行うものとする。

第9 車輪止め装置及び車輪止め標章の取付け

1 車輪止め装置の取付け対象車両

車輪止め装置の取付けは、車輪止め装置取付け区間内の違法駐車車両に対して行うものとする。

2 車輪止め装置の取付け方法等

- (1) 車輪止め装置の取付けは、道路又は交通の状況から判断して車輪止め装置取付け区間における違法駐車行為を防止するためやむを得ないと認めるときに原則として当該区間のうちから一定の区間を選定し、その区間内の取付け対象車両に対して違法駐車標章の取付けを行った後に取り付けるものとする。
- (2) 当該装置を運用する際は、レッカー移動措置を併用し、あらかじめ一定区間内のすべての取付け対象車両に対して、当該装置を取り付けた後、順次レッカー移動措置を行うか、又は区間内の車両に対しレッカー移動措置を講じたのち、区間内に残った車両に車輪止め装置の取付けを行うものとする。

3 車輪止め装置の取付け位置

- (1) 車輪止め装置は、原則として当該車両の運転者席側の前輪に取り付けること。ただし、右側駐車又は左ハンドル車等で当該運転者席側に歩道縁石等があり、運転者席側の前輪に取り付けることが困難な場合には、運転者席側の前輪以外の車輪に取り付けることができる。

なお、この場合には、車輪止め標章の取付けのほか、当該運転者等に車輪止め装置が取り付けられていることが明確に分かるように、路面にチョークで表示（車輪止め装置取付け中等）

するなど適当な措置を講ずること。

- (2) 車輪止め装置を取り付ける際は、当該装置を取り付けるタイヤ、ホイールキャップ、ホイールハウス内及び車体等の損傷の有無を確認し、その状況を車輪止め装置及び車輪止め標章取付け措置報告書（別記第3号様式）に記載すること。

4 車輪止め装置取付け時の立会人

(1) 立会人の確保

警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）、車輪止め装置を取り付ける場合において、当該車両が次に掲げるいずれかに該当し、紛議を生じることが予想される場合は、署長又は取扱責任者に即報するとともに警察官等以外の者の立会いを求めて写真撮影を行い、後日立会人から証言を得られるようにしておくこと。

- ア 車両に真新しい損傷箇所があるとき
- イ 特に貴重と認められる積載物があるとき
- ウ 車両の乗降口のドアが施錠されていないとき
- エ その他紛議が予想されると認められるとき

(2) 立会人の選定

立会人は、次に掲げる者のうち、交通法令及び自動車の知識を有する者の中から車輪止め装置の取付け1件につき1名を選定するものとする。ただし、特に必要があると認めた場合は2名を選定することができる。

- ア 地域交通安全活動推進委員、交通安全協会役員、交通指導員
- イ 自動車関係業者、従業員
- ウ 会社、事業所、商店等の車両管理者
- エ 運転免許証を有する者のうち、適当と認められる者
- オ その他現場付近に居住する者

5 車輪止め標章の取付け方法等

- (1) 車輪止め装置を取り付ける車両にあつては、車輪止め標章を取り付けるものとする。
- (2) 車輪止め標章の取付けに当たっては、既に取り付けてある違法駐車標章を取り除くことなく当該違法駐車標章に重ね合わせないように取り付けるものとする。
- (3) 車輪止め標章の違反状況欄は、前記(2)の違反駐車標章の違反状況欄の内容を記載すること。
- (4) 車輪止め標章を取り付ける位置は、当該違法駐車車両の前面ガラス又は運転者席側の窓ガラスとするが、前面ガラスその他の窓ガラスがない車両で窓ガラス等に取り付けることができない場合は、車体等の運転者が発見しやすい箇所に取り付けるものとする。また、いわゆる鍵付き標章ケースを使用する場合は、車両のサイドミラーの軸等運転者が容易に発見しやすい箇所に取り付けるものとする。
- (5) 車輪止め標章は、取付後24時間を経過するまでに取り除くことから、取付けに当たっては、「取付け年月日時」の記載を確実にを行うこと。

6 即報及び報告書作成等

- (1) 警察官等は、車輪止め装置を取り付けたときは、直ちに、取扱責任者に違反車両、違反の日時、場所、態様等必要事項を即報するとともに、車輪止め装置及び車輪止め標章取付け措置報告書（別記第3号様式）により署長に報告するものとする。
- (2) 即報を受けた取扱責任者は、車輪止め装置等取付け措置報告受理簿（別記第4号様式）に所要の事項を記載するとともに、所有者等から移動する旨の申告があったときには、当該車輪止め装置を速やかに取り除くことができるようにしておくものとする。

7 車輪止め装置を取り付けない場合

(1) 場所

次に掲げる場所にあつては、可能な限りレッカー移動措置を行うものとし、原則として車輪止め装置を取り付けないものとする。

- ア 法第44条第1号から第6号までに規定する道路の部分（法定駐・停車禁止場所）
- イ 法第45条第1項第1号から第5号までに規定する道路の部分（法定駐車禁止場所）
- ウ その他、車輪止め装置を取り付けた場合に、交通の円滑を阻害する等著しく交通上の支障

が生じると認められる道路の部分

なお、レッカー移動措置ができない場合において、取締り現場付近に警察官等が待機しているなど所有者等から移動する旨の申告があったときに、直ちに取り除く体制にあるときは、車輪止め装置を取り付けることは差し支えない。

(2) 車両

次に掲げる車両にあつては、車輪止め装置を取り付けないものとする。

ア 現場に所有者等がいる車両

イ 車輪止め装置を取り除いた車両であつて、取り除いたときから4時間を経過していない車両（取り除いたときから当該車両について同一の違法駐車行為が継続しているものに限る。）

ウ 外交使節関係車両（「外」ナンバー車両）、領事館関係車両（「領」ナンバー車両）及び代表部関係車両（「代」ナンバー車両）

エ その他、車輪止め装置を取り付けることが好ましくないと認められる車両

第10 車輪止め装置及び車輪止め標章の取り除き

1 次のいずれかに該当する場合は、車輪止め装置及び車輪止め標章を取り除かなければならない。

(1) 車輪止め装置を取り付けた車両の所有者等から当該車両を移動する旨の申告を受けたとき

(2) 当該車両に車輪止め装置を取り付けた後、24時間を経過することとなるとき（この場合は、24時間を経過する前に取り除くこと。）

(3) 当該車両についてレッカー移動の措置を講ずるとき

(4) 車輪止め装置を取り付けることがやむを得ないと認める事情がなくなつたと認めるとき

(5) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要が生じたとき

2 車両の所有者等から当該車両を移動する旨の申告を受けた場合は次により措置するものとする。

(1) 申告者が当該車両の運転者であることが確認できたときは、原則として駐車違反として反則告知すること。

(2) 申告者が当該車両の運転者でないときは、運転者の確認等の措置を講ずること。

3 前記2以外の事由で車輪止め装置を取り除いた場合は次により措置するものとする。

(1) 当該違法駐車車両については、可能な限り、レッカー移動措置を講ずること。

(2) レッカー移動措置を行わない場合は、違法駐車標章を取り付けておくこと。

第11 車輪止め装置及び車輪止め標章の再取付け

車輪止め装置を取り除いたときから4時間以上を経過した車両（同一の違法駐車行為が継続しているものに限る。）に対する車輪止め装置の再取付けは、違法駐車行為を防止するため特に必要ある場合に限り行うものとする。

なお、この場合において、車輪止め標章の違反状況欄には、当該車両に取り付けられている違法駐車標章の違反状況欄の内容を記載すること。

第12 車輪止め装置及び車輪止め標章の破損事犯等に対する捜査等

1 警察官等は、車輪止め装置を破損若しくは取り除く行為又は車輪止め標章を破損、汚損若しくは取り除く行為については、法第51条の2第10項の規定により捜査、検挙すること。

2 所有者等が警察署等に申告する際、車輪止め標章を誤って取り除いた行為については原則として指導とすること。

第13 審査請求の教示

車輪止め装置取付け措置等を行った際は、行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）に規定する別記教示文により書面で教示を行うこと。

第14 報告

1 署長は、車輪止め装置等取付け措置に関し、特異事案を取り扱った場合は、交通指導課長を経由して本部長に即報すること。

2 車輪止め装置の取扱い状況を車輪止め装置取付け実施結果報告書（別記第5号様式）により、1か月分を取りまとめて翌月5日までに交通指導課長を経由して本部長に報告すること。

第15 受傷事故の防止

車輪止め装置等の取付けにあつては、特に周囲の交通状況に十分留意するとともに交通の整理、誘導を行うなど受傷事故の防止に努めること。

第16 留意事項

- 1 道路管理者から道路管理のための工事を実施するに当たり、車輪止め装置の取付けの措置が支障となる旨の通報があったときは、その運用に配慮すること。また、当該区間において道路管理に支障が生じたときは、速やかに車輪止め装置を取り除くこと。
- 2 警察官等は、消火及び延焼の防止又は人命の救助のため、車輪止め装置を取り除く緊急の必要があると認める場合は、速やかにこれを取り除くこと。

以下様式省略